

職員の不適切事務処理について

市民生活部健康医療対策課所管の「高齢者向け入浴支援補助事業」におきまして、要綱に従わない不適切な事項があり、協力事業者に対し不利益を及ぼしたことが発覚したため、議会に報告しました。

経過等については以下の通りです。

※「高齢者向け入浴支援補助事業」・・・市内の高齢者が入浴施設を利用した場合、スタンプが貯まると入浴料金が割引されるもので、割引分は市が協力事業者に補助金として交付する制度。

【経緯】

令和7年7月1日から市有入浴施設の入浴料金を500円から600円に改定しました。しかし、当該事業の補助金額を改定しないまま、担当者判断で協力事業者に誤った運用の開始をしたことで協力事業者に損失が発生しました。

- ・不利益が生じた事業者・・・3事業者
- ・損失額総額・・・220,800円

【発生原因】

組織としての適切な報告、連絡、相談が欠如し、担当者が自己判断による行動を取ったこと及び上司による指示事項の進捗管理が徹底されていなかったことにあります。

【今後の対応】

協力事業者への聞き取り等により事業者の損失額を確定したため、既決予算(令和7年度予算)で損失分を執行します。

【再発防止策】

部下から上司への報告、連絡、相談を部内及び課内で確実に実施するよう改めて周知徹底するとともに、上司による指示事項の進捗管理の徹底、部下に対しより具体的な指示を行ってまいります。

また、上司が部下に対し随時指示事項を確認し、進捗が滞っている場合には、相談しながらその原因を究明し、いつまでに実行できるかの報告を確実に求めることにより再発の防止を図ってまいります。

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所市民生活部
健康医療対策課 担当:兵庫
電話(直通)0259-63-3115

